

# 最高人民法院による著作権及びその隣接権の

## 保護強化に関する意見

(意見募集稿)

著作権及びその隣接権は、知的財産権の重要な構成部分である。著作権分野の関連権利の保護を効果的に強化することは、中国の文化・科学事業の発展と繁栄を促進する上で、非常に重要な現実的意義を有している。人民法院の裁判職能を完全に発揮し、著作権及び著作隣接権の保護を強化するために、『中華人民共和国著作権法』等の法令に従い、次のとおり意見を制定する。

### 一、著作権の保護を確実に強化し、社会主義文化の繁栄と発展を促進する

1. 創作者、伝播者及び社会公衆の利益を全面的に考慮し、新興技術、新興産業の発展奨励と権利者の合法的權益の保障との関係をしっかりと処理し、創作の奨励、産業発展の促進、基本的な文化的權益の保障の関係をしっかりと調整し、厳しく法により著作権及びその隣接権を保護し、知的成果の創作と伝播を促進し、社会主義文化・科学事業を発展・繁栄させなければならない。

2. 繁雑な事件と簡易な事件の分流試行業務を大々的に推進し、著作権及びその隣接権に係る事件の審理期間を大幅に短縮させなければならない。知的財産訴訟の証拠規則を充実化させ、当事者のブロックチェーン、タイムスタンプ等の方式による証拠保存、固定化及びその提出を支持し、知的財産権の権利者の「挙証難」に係る問題を効果的に解決しなければならない。行為保全、証拠保全、財産保全等、訴訟前の臨時措置を効果的に適用し、複数の民事責任方式を総合的に利用し、知的財産権の権利者が

民事事件においてより全面的かつ十分な権利救済が得られるようにしなければならない。

## 二、推定規則を十分に活用し、権利者の訴訟・権利行使の負担を軽減する

3. 当事者の関連権利の存在を合理的に推定する。権利者が初歩的な挙証責任を完了した後に、相手方当事者から異議が申し立てられておらず、かつ、反対証拠がない場合において、人民法院は、当事者から主張された著作権又はその隣接権が関連作品、演出、録音製品に存在していると推定しなければならない。但し、民事訴訟法及び関連司法解釈の規定に従い、当事者が挙証による証明をしなくても人民法院が反対の認定を下すことができる場合は、この限りではない。

4. 署名により関連権利の帰属を推定する。著作権及びその隣接権の行使は、権利の先行登記を前提としない。通常的方式で作品、実演、製品に署名した自然人、法人及び非法人組織は、当該作品、実演、製品の著作権者又はその隣接権者であると推定される。但し、反対証拠がある場合はこの限りではない。署名の認定にあたっては、作品、実演、録音製品の性質、種類、表現形態及び業界の習慣、公衆の認知習慣等の要素を踏まえて、総合的に判断しなければならない。

5. 権利者の証拠提出の負担を軽減する。権利者が権利の存在、許諾又は権利侵害の成立を主張する際に被疑侵害者から反対証拠が提出されなかった場合において、署名推定規則を適用して権利帰属を確定するときは、著作権及びその隣接権の譲渡契約又はその他の書面証拠を提出する権利者の責任を免除しなければならない。

6. 合法的な使用を主張する場合は、挙証して証明しなければならない。被疑侵害者は、他人が著作権又はその隣接権を享有している場合であって、自身の使用行為が合法的であって権利侵害責任を負うべきではないと主張するときは、当該使用行為が既

に権利者の許諾を得ているか、又は、著作権法及び関連法律、法規、司法解釈で規定されている権利者の許諾を得ずに使用できる場合に該当することを証明するための証拠を提出しなければならない。

### 三、各種の事件の特徴を踏まえて、当事者の合法的權益を効果的に保護する

7. インターネット上の権利保護を効果的に強化する。権利者がその権利が侵害されたと主張し、かつ、保全を申し立て、インターネットサービスプロバイダーに対してリンクの削除、遮断、切断等の措置を講じるよう要求した場合、人民法院は、法により審査し、かつ、裁定を下さなければならない。インターネットサービスプロバイダーは、法律の規定に合致した通知を受領したにもかかわらず必要な措置を速やかに講じなかった場合には、損害が拡大した部分について連帯責任を負わなければならない。

8. 実体市場の権利保護を効果的に強化する。実体市場内の経営者が他人の著作権及びその隣接権を侵害し、また、権利者が当該市場の経営者が巡回検査、管理の職責を効果的に履行しなかったことを証明する証拠を持ち、かつ、これによって当該市場の経営者が共同侵害責任を負うべきと主張した場合、人民法院は、当該市場の経営者の過失の程度及び具体的な行為に応じて、その負うべき責任を確定しなければならない。

9. 新興分野の権利保護を効果的に強化する。インターネット、人工知能、ビッグデータ等ハイテク分野の技術開発に順応し、司法保護の新しいニーズに積極的に対応し、著作権の客体の相対的閉鎖性と権利の相対的開放性との関係をしっかりと処理し、法によりスポーツイベントのライブ配信、ゲームのライブ配信等に関連する新しいタイプの事件を適切に審理し、新興業態の規範化した発展を促進する。

#### 四、権利侵害・海賊版のリスクを取り除き、権利侵害行為の発生を効果的に予防する

10. 模倣品・海賊版商品及び専用ツールを廃棄する。模倣品・海賊版商品及び主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールについて、権利者が上記物品の存在を証明する証拠を提供し、かつ、それらを直ちに廃棄するよう申し立てた場合には、特殊な状況を除き、人民法院はこれを支持しなければならない。特殊な状況においては、商業ルート以外で主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールを処分するものとする。廃棄又は処分にかかる費用は、権利侵害者が負担する。権利侵害者が補償を申し立てた場合、これを支持しない。

11. 権利者の被った損失を十分に補填する。保護を求める権利の種類、市場価値及び権利侵害者の主観的過失、権利侵害行為の性質と規模、損害結果の深刻さ等の要素を総合的に考慮した上で、法定賠償額を確定する。権利侵害者が故意に権利を侵害しかつ情状が深刻であり、権利者が懲罰的賠償の適用を申し立てた場合、人民法院は法により審査して確定しなければならない。権利者が挙証し、権利行使のために支払った合理的な支出であることを証明できた場合、人民法院は賠償額を確定する際にそれを併せて考慮しなければならない。

12. 権利侵害阻止の目的を全面的に実現する。権利侵害行為の再発を効果的に阻止できるように、発効した法院判決又は行政決定によって侵害者の行為が権利侵害に当たると認定された場合、又は同一の権利侵害行為について権利者と和解の合意に達しかつ履行を完了した後にまた権利侵害行為を実施した場合、又はその権利侵害行為の形を変えて繰り返し実施した場合、権利侵害の故意があると認定することができ、人民法院は後続事件において民事責任を確定する際にそれを十分に考慮に入れなければならない。

## 五、虚偽訴訟の処罰を強化し、誠実訴訟体制の整備を促進する

13. 当事者による誠実訴訟を指導する。誠実訴訟許諾書等の形式で、不実訴訟について負う法的責任を明確に当事者に告知し、当事者が訴訟上の権利を正当に行行使し、訴訟上の義務を積極的に履行し、合理的な期間内に挙証を積極的、全面的、正確かつ誠実に完了し、訴訟中において如実に、完全に陳述するよう促す。

14. 不実訴訟行為を厳しく摘発する。信用失墜の懲戒・責任追及体制を整備し、人民法院は、偽造や変造証拠の提出、証拠の隠蔽や破棄、虚偽の陳述、虚偽の証言、虚偽の鑑定等不実訴訟行為について、法により訓戒、科料、拘留等の強制措置をとることができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

15. 訴訟を利用した投機的な利益獲得行為を強力に摘発する。著作権訴訟における権利行使の方式に係る問題の研究を強化し、中国裁判文書網等の情報化プラットフォームを十分に活用し、大量訴訟・権利行使の動向を速やかに把握する。権利者が各地でそれぞれ起訴し、かつ、中間販売者及び侵害被疑製品の生産者、提供者を起訴せずに末端販売者のみを起訴した場合、人民法院は、疎明を強化し、権利侵害行為の発生源に対する取締及び訴訟紛争の「一括」解決を実現するよう取り組む。権利者がどうしても中間販売者、生産者、提供者を起訴しない場合、人民法院は、権利者の獲得できる賠償総額の不当な拡大を回避するべく、判決書に損害賠償の範囲を説明することができる。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。